

家畜動物に対するディスエンハンスメントと 遺伝子技術

高江 可奈子

1. 序論

環境倫理学において展開されてきた道徳的考慮を巡る議論の中で、動物倫理ほど学界の内外の両方に影響を及ぼしている領域はないだろう。この理由として、誰しものが受け入れるであろう無危害原則と直観に訴えやすい感覚中心主義を動物倫理の議論が採用してきたことが挙げられる。無危害原則とは不必要な危害を他者に加えてはならないというものであり、感覚中心主義とは危害を感覚的に感じられるもの（快苦など）に限定づけた立場を指す。実際、動物倫理では、功利主義と義務論の論争が Peter Singer と Tom Regan の間で長い間展開されてきたが、両者はどちらも「利害に対する同等の考慮」原理 (Principle of Equal Consideration of Interests) に基づいた議論を行っており、痛みや苦しみといった感覚的経験、さらには欲求の充足や満足感などを含めたものを「利害」として見做している点で共通している。これは、どのような状況であれ、動物を虐待したり、残酷に扱ったりすることは正当化されるものではない、という誰しものが同意する主張の根底にある道徳原理を明示化したものである。動物倫理の議論は、無危害原則と感覚中心主義を通して、動物が私たちと同じように感覚能力を持ち、基本的な心理構造を共有しているという事実を訴えることで展開されてきたのである。しかし、遺伝子技術が様々な形で生命に介入してくるようになるにつれ、無危害原則と感覚中心主義に基づく問題枠組みだけでは不十分であるとの批判や疑念が出てくるようになる。確かに、例えば痛みを感じない無痛動物や狭いケージの中に閉じ込められていてもストレスを感じない動物などが遺伝子技術によって可能となった場合、既存の動物倫理がどのように対応しうるかは一見したところ明らかではない。Paul Thompson (2008) や

Clare Palmer (2011), Arianna Ferrari (2012)などは、このような行為を家畜動物に対するディスエンハンスメントと表現し、それが道徳的考慮に基づいて行われる場合であっても私たちの道徳的直観に反する側面があることを指摘し、解決しがたい難問であると結論づけている¹。そこで本論文では、家畜動物への遺伝子レベルにおける介入の中でもディスエンハンスメントに焦点を当て、それが動物倫理の議論枠組みの中でどのように論じられうるのかを検討していく。

とはいえ、家畜動物へのディスエンハンスメントには様々な形態がある上に、遺伝子技術以外の手法でも行うことができる。例えば、「断嘴」—嘴の先端を切り落とすこと—は多羽密集飼育をしている養鶏場の多くが既に行っているディスエンハンスメント行為である²。また、家畜動物の痛覚は、遺伝子技術を使わずとも麻酔によってより手軽に鈍化させることができるし、外科手術で大脳皮質を切除すれば植物状態にして飼育することも原理的には可能である³。そこで、まずはディスエンハンスメント行為が全体としてどのような問題を提起しているのかを明らかにし、その中で遺伝子技術を用いたディスエンハンスメントの議論を位置づけ、展開していくことにしたい。

手始めに、ここで問題とするディスエンハンスメントが虐待とは異なる点を確認する。本論文で考察するのは、ディスエンハンスメント行為—すなわち、動物がもつ様々な能力を低下させたり奪ったりすること—が動物の苦痛やストレスの緩和につながるならば道徳的に何か問題はあるのだろうか、という問いである。したがって、傷つけようとする意図や悪意の下で危害を加える行為とは区別されなければならない。この点を踏まえつつ、本節ではまず、苦痛の除去においてディスエンハンスメントが正当化されるという見解が功利主義的感覚中心主義に基づいていることを確認した上で、正当化され得ない場合もありうることを義務論の主張を通して論じていく。しかし、その前に、この議論は動物への道徳的考慮が前提として置かれているため、まずはなぜ動物を考慮しなければならないのかについて説明する必要があるだろう。

1.1 種差別批判と感覚中心主義

動物への道徳的考慮を義務とする議論は、動物を考慮の輪から外すことは差別にあたるとする「種差別」に即して展開できる。そこでまず、差別の問題が何に根差したものなのかを人種差別や性差別の例を通して考えてみよう。人種差別や性差別への批判は次のように表すことができる。肌が何色かという外見的事実や、女性の方が男性よりも身体的に劣っているなどの能力の差から黒人や女性を道徳的考慮の対象と見做さないことは不当である。では、このことはなぜ不当なのだろうか。それは、「他者や他者の利益に対する私たちの配慮は、その他者がどのような性質や能力を持っているかに依るべきではない⁴」からである。身体的特徴や能力の違いがあっても、私たちは皆人間であるという点で同じであり、これこそが道徳的考慮の対象としての基盤であるべきなのだ。人種差別や性差別を問題視する根底にはこのような考えがあると言える。

この見方に対して、種差別批判論者はさらに次のように問う。人間であることを道徳的考慮の対象であるかどうかの判断基準とする正当性はどこにあるのだろうか。例えば、人間であることの普遍的特徴を述べることで、この問いに答えられると考える人がいるかもしれない。人間は他の生き物よりもはるかに知能が発達しており、自由意志や責任能力などの道徳能力も兼ね備えている。両者には明らかな違いがあるのだ、と。しかし、これらが全ての人間を包括できる特徴ではないこと、そして特定の能力を根拠に道徳的考慮の正当化を図るのは不当だというそもそもの主張と矛盾してしまうことから、このような手法を取ることはできない。つまり、外見的特徴や能力を道徳的考慮の基準にしないのであれば、考慮対象を人間だけに限定する立場は取れないのである。以上から、自分の属する集団の特徴や能力をもっていないという理由のみで道徳的考慮の対象に含めないと判断することは差別であり、それが種間で起こる場合は種差別になる、という主張が導き出される。

種差別の議論と感覚中心主義の関係についても一言述べておこう。本論文のはじめでも述べたように、動物への道徳的考慮は感覚中心主義という立場に依

拠していることが多い。痛みや苦しみ、欲求が満たされないことによるストレスなど、感覚的・経験的に感じられる不快感を危害と見做し、不必要な危害を加えてはならないという無危害原則の下、私たちは動物を考慮しなければならないというものである。しかし、これは感覚能力に基づいて考慮の対象であるか否かを判断する立場であることから、先ほどの種差別の議論との一貫性が保たれていないという批判がなされるかもしれない。だが、種差別の議論は、人間のみを道徳的考慮の対象とする立場が「考慮の義務は能力のいかんにかかわらず、人間であることから生じる」と考えるならば、動物を除外することの正当性は提示できない、という主張である。したがって、動物への考慮を論じる立場が必ずしもこの前提に同意する必要はない。実際、感覚中心主義は、人種差別や性差別が不当であるのは肌の色や性別が道徳的考慮に関連した特徴ではないからだと考える。逆に言えば、道徳的考慮との関連性が示されれば、特定の能力を通して道徳的考慮の対象を決めることは全く問題ないのである。そこで、感覚中心主義は感覚能力と道徳的考慮の関連性をジェレミー・ベンサムという言葉を借りて次のように主張する。道徳的に問題となるのは「動物が思考できるかということでも、話すことができるかということでもない。・・・彼らが苦しむことができるかどうかということなのである⁵。」

1.2 ディスエンハンスメントと功利主義的感覚中心主義

さて、苦痛の緩和や除去のためのディスエンハンスメントが道徳的考慮の観点から要請あるいは正当化されると考える見方はまさに感覚中心主義において生じてくる。というのも、動物の苦痛を最小化させる行為は、不必要な痛みやストレスを与えてはならないことからくる義務の1つだからである。したがって、家畜動物に対して配慮の行き届いた飼育環境を整備し、屠殺に伴う苦しみを最小限にとどめるよう努めることが道徳的考慮の一環と言えるように、ディスエンハンスメントによって苦痛を軽減できるならばそれもまた道徳的考慮のうちに位置づけられるのである。例えば、家畜動物であれ、ペットであれ、自

分が世話をする責任のある動物が後ろ足を怪我してしまい、ひどく痛がっているとしよう。さらに獣医に診てもらった結果、切除する以外に治す方法はないことがわかったとする。この場合、後ろ足を切除する行為は身体的ディスエンハンスメントにあたるが、それが苦痛を除去する唯一の方法であれば行うべきであろう。このように、ディスエンハンスメントは飼育動物 (domesticated animals) に対して私たちがもつ責任として捉えられる行為なのである。

では、先ほど挙げた植物状態の例はどうだろうか。家畜動物のストレスや苦痛をできるだけ少なくするような環境を整えるといっても、商業目的で飼育している以上、経済的利益や生産効率との兼ね合いも考えなければならず、需要が消費に追いつかない状況や経済不況などの中では動物への可能な配慮のあり方はおのずと狭まってしまう。もし家畜動物を植物状態にすれば、飼育環境の状態や屠殺の際に生じるであろう身体的かつ精神的苦痛を完全に取り除くことができるため、商業目的で利用することによって動物の福利が損なわれるという事態は回避できる。このことから、家畜動物の植物状態化は苦痛への配慮の観点からすれば望ましい飼育方法と言える。

しかし、植物状態にするという解決方法に何の問題も感じない人は（おそらく）いないだろう。上記の主張に対して私たちが覚える戸惑いや困惑は、功利主義的感覚中心主義に向けられたものとして理解することができる。功利主義的観点からすると、道徳的に考慮しなければならないのは感覚に基づく利害であり、苦痛を感じる存在（動物や人間）そのものではない。つまり、功利主義的感覚中心主義の道徳的関心はあくまでも感覚的経験にあるので、苦痛を最小化するあるいは生じさせないという目的を達成するためならばどのような手段を用いても正当化されるのである。義務論者である Regan はこのような見方の不自然さを次のように表している。「功利主義者にとって、私たちは、まるで中身が空っぽな容器のようなものだ。価値があるのはその容器に入る様々な味の液体一快や不快といった感覚や欲求一であり、私たちはそれらの単なる入れ物に過ぎないのである⁶。」動物に対して道徳的考慮をする時、私たちはその動物を中身の空っぽな入れ物として捉えているだろうか。むしろ、動物は快・不

快を始めとする様々な欲求や信念を抱くことのできる「生の主体」であり、だからこそ道徳的考慮に値する、と考えたほうが自然である。動物の植物状態化を推奨する立場に対して私たちが抱く違和感は、まさにこの点一すなわち、功利主義による動物への不自然な捉え方に根差しているのである。

1.3 義務論的感覚中心主義

以上述べてきたことから、植物状態化をはじめとするある種のディスエンハンスメントには、功利主義だけでは正当化できない何らかの問題が含まれているという可能性が出てきた。そこで、功利主義に代わる義務論の主張を通して、それがどのような問題であるのかを考えていこう。

家畜動物の置かれている状況を考える際、私たちはまず彼らが経験しなければならぬ苦痛に目を向けるが、そこから私たちは「動物を私たちの都合のいい物あるいは道具として扱うべきではない」とする強い直観を働かせているように思われる。実際、この2つの結びつきは動物倫理に関する文献のいたるところに見出せる。例えば、Bob Torres は動物を所有物と見做す既存の法的枠組みに抗して素朴にも次のように書いている。「私の iPod と私の犬の間にある大きな違いは・・・私の犬が感覚的存在であるという点にある。彼女には主体としての意識があり、ニーズや欲求、感情を持ち合わせている。何よりも、彼女は明らかに痛みや喜びを感じることができる⁷。」また、工場式畜産を批判的に描き出したドキュメンタリー映画「いのちの食べかた」では、ベルトコンベヤーで運ばれ、機械的に屠殺されていく家畜動物たちが淡々とスクリーンに映し出されていく。それはまさに、命ある動物たちが物さながらに扱われている光景であり、私たちはそこに単なる苦痛の有無や度合を超えた問題を見て取るのである。こういった点を踏まえ、例えば Regan は次のような見解を提示する。家畜動物を巡る「根本的な問題は、ストレスが溜まるほど狭い場所に家畜を閉じ込めることでも、それによって生じる家畜の痛みや苦痛でも、彼らの欲求を無視または軽視することでもない・・・これらは、動物を私たちの単なる資源

—それも再生可能な資源—と見做して扱うという、より根源的な問題から派生した症状に過ぎないのである⁸。」つまり、家畜動物に対して私たちがもつ道德的義務は物として扱わないことにあり、苦痛に配慮する必要性はそこから生じるものなのである。

苦痛を取り除けるにもかかわらず、何かしらの道德的問題があると思われるようなディスエンハンスメント行為は、上記の義務論的見解を通してより明確に説明できるように思われる。というのも、物として扱うという根本的問題を含んだままであれば、苦痛の除去をもってしても正当化されない場合が出てくるからである。例えば、家畜動物を植物状態にするという行為は、その動物が様々な欲求をもつ意識ある生の主体であることを蔑ろにしており、物として扱っているに等しい。功利主義的感覚中心主義は動物に対して不自然な見方を取っているために、この点を見落としてしまうのである。したがって、問題となりうるディスエンハンスメントの考察には、義務論が提起する「物として扱う」という観点が重要になってくると言えよう。

では、ディスエンハンスメントと「物として扱うこと」はどのように関係し合っているのだろうか。つまり、どのようなディスエンハンスメントが「物として扱うこと」に該当し、それはどのように判断できるのだろうか。これらの問いに対する答えは、苦痛を生み出している原因もしくは元凶の問題をどのように理解するのかに依拠している。なぜなら、ディスエンハンスメントはまさにその問題の解決策として提案されるのであり、それが本当の解決になるのかどうかは何を問題とするかによって変わってくるからである。例えば、功利主義は、密集飼育や工場式畜産において問題となるのは家畜動物が強いられたる不当な苦しみであると考えられるため、苦しみの緩和や除去によって問題は解決されることになる。それゆえ、ディスエンハンスメント行為は正当化されると主張するのである。一方、義務論は不当な苦しみが問題であることには同意しつつも、さらにそれは物として扱うことによって生じると考えるため、ディスエンハンスメントが直面する問題はいかに苦痛を和らげるかという形だけでは解決されないのである。

しかし、「物として扱う」ことに関する義務論的見解は、ディスエンハンスメントの正当性を考える際の指針とするには不十分である。そもそも義務論者の多くは密集飼育や工場式畜産だけでなく、動物の商業的利用そのものを「物として扱う」ことと捉えており、全面的に廃止すべきであると論じている。また、Torres にいたっては、動物のいかなる利用も〈物＝道具〉として扱うことになる」と主張する。「裏庭に卵を産む鶏を何羽か飼っていることは、動物にとっては残酷な行為ではないかもしれない。しかし、このことにより私たちは、鶏を生き物としての主体から私たちの欲求を満たすための手段に変えてしまっている。それは人間の支配を例化したものであり、他の存在を自分の目的のために搾取していることを意味するのである⁹。」だが、動物に関する全ての利用を一括りに「物として扱っている」と断罪してしまうのはいささか早急すぎる。例えば、放牧と密集飼育はどちらも家畜動物を利用してはいるが、明らかな違いがあるように思われる。もちろんその違いだけで放牧形態の倫理的正当性が導出できるとは限らないが、動物の利用＝動物の物化／道具化という図式に基づく完全廃止論では様々な利用のあり方を適切に差異化することができないため、問題の所在がかえってわかりにくくなってしまう。その結果、「物として扱うこと」の意味や問題点が不明確になり、ディスエンハンスメントが問題の解決になるかどうかを個別に判断することが難しくなってしまうのである。

1.4 新たな危害概念の必要性

本節では、ディスエンハンスメントを巡る問いがどのような形で問えるのかを見てきた。まず、苦痛を緩和あるいは除去する場合はいかなるディスエンハンスメント行為も正当化されるという見解が、功利主義的感觉中心主義において展開されることを示した。しかし、何かしらの道徳的問題が含まれているような例（ex. 植物状態）が考えられることから、正当化されない場合もありうることを義務論の「物として扱う」という観点から検討した。その結果、この観点は功利主義が見逃している重要な問題点を指摘してはいるものの、ディス

エンハンスメントの倫理的評価をする際の指針としては不十分であることがわかった。以上のことから、次のようなまとめができるだろう。まず、功利主義は無危害原則を感覚中心主義によって基礎づけた結果、「危害」概念を感覚的経験に限定してしまい、不自然な想定や道徳的直観に反する事例が問題として生じた。ディスエンハンスメントの功利主義的正当化に対する違和感はこのことに起因する。一方、義務論は「生の主体」に基づいた無危害原則を打ち立て、感覚中心主義をそこから派生するものとして位置づけることで、功利主義の問題を回避しようと試みた。しかし、「危害」を説明するための「物として扱う」という観点—言うなれば「(生の主体の) 道具化」概念—の分析が不十分であることから、功利主義とは異なる無危害原則の見解を十分に展開し切れないという問題を抱えることになった。したがって、ディスエンハンスメントの問題を論じるためには、この概念を通して苦痛に基づく危害とは異なる危害概念を明確にしていかなければならない。

1.2 節でも述べたように、ディスエンハンスメント行為の中には動物に対する責任として行わなければならない、あるいは行うほうが好ましいと考えられる場合もある。しかし、義務論者が問題とするディスエンハンスメントには質的に異なる要素が含まれている。例えば、不適切な飼育環境による苦しみから解放するために植物状態にすることは、怪我の痛みを和らげる方法として後ろ足を切除することとは明らかに異なる。しかし、義務論は批判の矛先を商業的利用全般に拡げてしまったが為に、後者の例における問題点を「物として扱う」という観点からうまく説明することができなかった。そこで、次節では、義務論が提示した問題意識を引き継ぎながらも、工場式畜産や密集飼育における家畜動物の苦しみに焦点を絞ることで功利主義とは異なる危害概念を描き出していくことにする。

2. 「テロス」に基づく危害概念

2.1 大量生産型システムと家畜動物の苦しみ

そもそもの問題は、第二次世界大戦を機に「昔ながらの農業形態が工業化された農業に取って代わ¹⁰」り、今まで保たれていた人間と動物のケアをベースにした関係が崩れてしまったところにある。「ホルモンやワクチン、抗生物質・・・といった、いわゆる『技術の宝箱』の出現によって、私たちは四角い豚を丸い穴の中に押し込めることが可能になった。動物たちは、生産性には全く影響を及ぼさない形で苦しみを強いられる環境に追い立てられることになったのである。もし19世紀の農業主が卵を産む雌鳥を1万羽ほど1つの建物の中に入れようものなら、1か月と経たないうちに全ての鶏が病死してしまうだろう。今日ではそのようなシステムが支配しているのである¹¹。」どのような農業形態であれ、家畜動物の健康が損なわれたり、結果的に死んでしまっただけでは経済的な損失となってしまう。したがって、伝統的な農業形態では、家畜動物を商品としてではなく生き物として捉えた上で扱わざるを得なかった。工業化された農業形態においても家畜動物の健康や福利を考慮する必要はあるが、そこでの「福利を考慮する」ことの意味合いは従来とは根本的に異なったものとなる。科学技術と医療技術の発展により、家畜動物が病気になったり死んでしまったりすることからくる被害を最小限に押しとどめながら大量生産型の利益追求を優先することが可能となったからだ。例えば、今や工業化の極みともいえる工業式畜産では、家畜動物は狭い場所に閉じ込められ、やがてはベルトコンベヤーで運ばれながら機械的に殺され、解体されていく。このような環境におかれた動物たちは生き物としての身分をはく奪され、彼らの福利は生産力と効率化の名のもとに回収されていくのである。

このような現状に置かれた家畜動物は、功利主義的感覚中心主義が想定するものとは質的に異なる苦痛を強いられることになる。Bernard Rollinは、農業の工業化によって新たに生み出された苦しみには少なくとも4つの側面があると論じている(Rollin, 2011, p. 111)。1つ目は、生産過程に起因する病気が生じる

ようになったことである。例えば、フィードロットで飼われている牛がかかる肝臓病は、高濃厚な低粗飼料による反応として生じる病気である。しかし、この病気にかかり死亡する牛は一定数いるものの、フィードロット全体の経済効率は低粗飼料を用いることで最大化される。その結果、こういった病気は妨ぐべきものとしては認識されず、容認されることになる。2つ目は、大量生産型の工場式畜産と一頭あたりの利益率の低さが個々の動物に払う関心を低くさせることになった点が挙げられる。3つ目は、狭い場所に閉じ込められることによって身体的かつ心理的負担を強いられる点である。4つ目は、工場式畜産で働く労働者が動物に対する知識をもっておらず、低賃金で働かされているという事実である。まず、1点目と3点目を合わせて考えると、工業式畜産のような工業化された農業形態は、家畜動物の苦しみによって初めて成り立つ仕組みになっていることがわかる。2点目と4点目からは、個々の家畜動物に対する行き届いた注意と関心を払うことが原理的に不可能であり、世話をするというケアの観点が完全に欠落していることが浮き彫りになる。こういった側面において生み出される家畜動物たちの苦しみは、例えば動物虐待によって被る苦しみとは質的に異なる。そもそも動物虐待の場合、虐待者には動物を痛めつけようという意図が伴っているが、工場式畜産に従事している者は動物を意図して傷つけようとしているわけではない。むしろ、もしかしたら犬や猫などのペットを飼っていて、ひとたび家に帰ったら動物愛好者に様変わりするかもしれないのだ¹²。工場式畜産において描き出される苦しみは、大量生産・大量消費型の社会を機能させるために家畜動物たちが工業化の流れの中に取り込まれていき、そこから生み出される苦しみが生産と消費の過程を通してさらにまた機械的に再生産されていく、という形で特徴づけられるだろう。

2.2 搾取的关系と「テロス」の侵害

以上見てきたように、大量生産型システムに取り込まれた家畜動物は生産性や効率性といった経済的利益の観点から捉えられるようになり、生き物として

は認識されなくなる。私たちはここに、人間が家畜動物を一方的に搾取する関係を見出すことができる。しかし、この搾取的関係は義務論者が主張するようなものとは根本的に異なる。例えば、鶏を放牧しながら飼育する場合、鶏の卵を商業的に利用しているからといって工場式畜産に見られるような搾取的関係がすぐさま成立するわけではない。というのも、鶏の生態を理解し、鶏が卵を産むペースに合わせて利用するならば、鶏を生き物として認識した上で接していると言えるからである¹³。それでは、この2つの違いを、Rollin のテロス概念を用いてさらに説明していこう。

「テロス」とはもともとアリストテレスに由来した概念であり、可変的な経験世界に関する知識の基軸となる不変的な本性を意味する用語であった。しかし、Rollin は「テロス」を物事の不変的な本質 (essence) という意味では用いていない。そもそも現代の科学的世界観と遺伝子工学の誕生により、不変的と考えられてきたものの多くが実は可変的であることが判明し、そうでないものも人間の手によって変容可能となってきた。したがって、アリストテレス的にテロスを理解するのは難しいと彼は述べ、代わりに次のような意味で「テロス」を捉えた。「動物のテロスとは、次の事柄を総合的に捉えた一連のニーズや利害を意味したものである。まず、それらは遺伝子に基づいた、環境を通して表現されるものであり、『生のあり方』あるいはその動物が示す生活様式を構成または定義している。そして、それらが満たされるか否かは動物にとって重要な意味をもつ¹⁴。」ここでいう重要な意味とは、幸福がテロスによって形作られる生のあり方と調和することで得られる状態である、という見方を指す。つまり、テロスが満たされることは私たちを健康で幸福な状態へと導き、逆にそれが阻害されると本来の生のあり方から逸れてしまい、豊かな生を享受できなくなってしまうのである。ここから彼は、以下の指針を提示する。

「もし私たちと接する動物が自身の本性によって形作られる一連のニーズと利害をもっているならば、それらを踏みにじってはならず、適切に対応するように努めなければならない。なぜなら、そのような利害は動物の幸せ

にとって重要な事柄だからである¹⁵⁾。」

この概念を用いると、上記で挙げた放牧飼育の例は鶏のテロスを尊重しながらケアに基づく共存関係を築き上げていると言えるが、工場式畜産は動物のテロスそのものを否定した飼育形態であることがわかる。別の言い方をすると、生き物として認識せず、物として扱うことにおいて成立する搾取的関係は、動物のテロスを侵害しているのである。この点に着目すると、2.1節で述べた家畜動物の置かれている現状はより明確に捉えることができる。例えば、群をなして生活する社会的動物を狭い檻の中に孤立させるという行為は、野良猫やペットなどの身近な動物を怖がらせたり、傷つけたりする行為とは次の点において区別される。後者における動物への危害が負の感覚的経験(苦痛、恐怖など)において捉えられるのに対し、前者の場合はその動物がもつ生のあり方、すなわちテロスが否定されているのである。工場式畜産に見られる特徴—家畜動物を資源として搾取していく構造—は、ここに見出される。

このように、搾取的関係におけるテロスの侵害は、放牧飼育との違いを明確にすることで「物として扱う」ことに関する義務論とは異なる見解を示すことができる上に、感覚的経験に基づく危害との差異化を図ることで功利主義とは異なる危害概念を提示しうる、有効な概念と言えるだろう。

3. ディスエンハンスメントとテロスの侵害

それでは、本節では、まず今までの議論を下に問題となるディスエンハンスメントの全体像を論じ、その中で遺伝子技術による介入がどのように位置づけられるのかを明らかにしていきたい。

2節で示したように、ディスエンハンスメントの問題は大量生産・大量消費型社会において工場式畜産が拡大している現状を背景にして初めての確に理解することができる。工場式畜産のような飼育形態では、家畜動物のテロスは侵害され、人間による一方的な搾取的関係が成立する。すなわち、彼らの生のあ

り方は否定され、豊かな生を追い求める機会がはく奪されるのである。これこそが根源的問題であるのだから、ディスエンハンスメントの正当性はそれがこの問題を解決するかどうかによって判断されなければならない。そして、もし解決できないのであれば、そのディスエンハンスメントには根源的問題と同様の問題が含まれていることになる。したがって、ディスエンハンスメントの問題を論じるには、それが家畜動物の生を否定するものであることを示していかなければならない。

以上の点を踏まえ、次節では、ディスエンハンスメントの対象を大きく2つの場合—既存の動物に対して行われる場合とまだ存在しない動物に対して行われる場合—に分けて考えていく。また、前者においては、能力を低下させるディスエンハンスメントと能力を除去するディスエンハンスメントを区別する¹⁶。

3.1 既に存在する動物へのディスエンハンスメント

では早速、既存の動物に対して能力を低下させる場合から見ていこう。例えば、薬物投与や遺伝子技術などによって痛覚を鈍化させたり、知能を低下させたりすることができれば、飼育上のストレスや屠殺に伴う苦痛は軽減されるだろう。しかし、苦痛が緩和されるとはいえ、このようなディスエンハンスメントはテロスを満たす能力を動物から奪う行為であり、上述した根源的問題の解決にはならない。動物に本来備わるニーズや欲求があるにもかかわらず、それらを楽しむ能力を奪うのはその動物の生を否定することにほかならないからだ。では、既存の動物の能力を完全に奪う場合はどうだろうか。例えば、外科手術や遺伝子技術によって家畜動物を無痛状態や植物状態にすることができるでしょう。特に植物状態になれば、家畜動物はもはや様々な欲求を抱く生の主体ではなくなる。この場合、家畜動物はテロスを享受する能力だけでなく、テロスをもつこと自体を奪われてしまうので、低下させる場合よりもさらに問題が大きいと言える。苦痛から完全に解放できるとしても、それがテロスの侵害を伴うのであれば、根源的問題を解決したことにはならないのである。

2つの場合をまとめると、次のように論じることができる。工場式畜産や密集飼育に適さない特性を最小化あるいは除去することで苦痛の緩和や軽減ができるなら何が問題なのかと問うならば、それは飼育環境が制限されているがゆえに配慮することのできない欲求やニーズを除去する点にあると答えられる。つまり、このようなディスエンハンスメントは家畜動物のテロスを蔑ろにした不適切な飼育形態を維持するためのものであり、人間と家畜動物の搾取的関係の上で要請されるものなのである。

3.2 まだ存在していない動物へのディスエンハンスメント

さて、遺伝子技術は既存の動物へのディスエンハンスメントにおいても用いることができるが、その威力が真に発揮されるのはまだ存在していない動物に対して行われる場合である。というのも、遺伝子工学は品種改良に見られる限界¹⁷を解消することができる上に、自然淘汰の対象外であるゲノムにまで操作を加えることを原理的に可能とするからである¹⁸。それでは、この点を念頭に置きつつ、苦痛に対して鈍感な動物や無痛動物など、工場式畜産に適した特性をもつ動物を作り出すディスエンハンスメント行為がどのような点で問題なのかを考察していこう。

まず、まだ存在していない動物に対してディスエンハンスメントを行うというのはどういうことなのだろうか。今まで論じてきたように、既存の動物にもともと備わっているテロスがあるからこそ、搾取的関係の下でそれを奪うことがテロスの侵害になる。これがディスエンハンスメントの問題であった。しかし、工場式畜産に適した動物を作り出す場合はテロスを奪っているわけではない。Palmerがこれを「非同一次性問題」として論じているように、まさに工場式畜産に適した動物Aはそれ以外に生まれようがなかったのであり、もし遺伝子技術を用いずに生まれてきたならば、それはまた別の動物Bという存在になる。したがって、動物Aがディスエンハンスされた形で生まれてきたということさえも厳密には言えないのである。

となれば、工場式畜産に見られる根源的問題は新たに動物を作り出すことで解決されるのだろうか。例えば Rollin は、動物に対する私たちの責任の一環としてこのような試みを積極的に行っていくべきであると論じている。遺伝子操作を施していない動物 B を工場式畜産で飼育するのはテロスの侵害に当たるのだから、工場式畜産に適合する動物 A を遺伝子技術によって作り出すことはテロスを侵害するという事態を未然に防ぐことになるはずである。続けて Rollin は次のような見方を示す。そもそも私たちは、遺伝子工学が誕生する前から家畜動物のテロスを品種改良などの人為選択を通して変えてきている。家畜動物は、人間の社会に適応するように、そして人間の需要を満たすために変容してきた存在なのである。Regan などの義務論者や非-人間中心主義論者の多くはこのこと自体を悪しき人間中心主義として批判するが、Rollin はむしろ動物を家畜化することに伴う私たちの責任であると考え、人間社会との摩擦を最小限にとどめるために家畜動物を改変していくことは、農業を営む者にとっての利益となるだけでなく、動物にとっても快適な善い生を送る上で不可欠なことなのである。したがって、工場式畜産に適した動物を作り出すという試みは、私たちがしなければならない家畜動物への配慮なのだとして Rollin は結論する¹⁹。

しかし、上記の見解は、飼育動物を人間社会に適応させるあり方が、既に存在している動物に対する場合とまだ存在していない動物に対する場合とでは大きく異なる点を見逃している。まず、個々の適応行為に関する倫理的評価は、既存のテロスを指針とすることで可能となる²⁰。例えば、様々な用途で利用される犬に対して私たちが行う訓練は、人間社会に適応させるためのものであっても、犬のテロスに適った形（犬の特徴を活かした形）で行われる。一方、例えば鶏に対して行われる断喙は、鶏のテロスに反する密集型の飼育環境へ鶏を強制的に適応させようとする行為として捉えられる²¹。しかし、動物を生み出すことによる適応にはそのような指針は存在しない。適応の基準となるのは、生まれてくる動物が置かれるであろう生活環境のみだからである。そのため、人間の利用目的や飼育環境に合わせた適応の仕方が知らず知らずのうちに工場

式畜産的態度や価値観を増幅させていくという可能性は十分に考えられる。

以上述べてきたように、ディスエンハンスメントであることやテロスが侵害されていることを明確に示せないとしても、工場式畜産に合わせた形で家畜動物を作り出すことには重大な問題が潜んでいる。それはすなわち、新たに作り出される動物のテロスには人間による適応のあり方に対する倫理的評価の指針としての機能が欠如しており、そのことによってテロスを尊重する、ケアに基づいた動物との関係を支える基盤が根底から掘り崩されかねない、という問題である。

4. 結論

本論文では、動物がもつ様々な能力を低下させたり奪ったりするディスエンハンスメント行為が工場式畜産における家畜動物の苦痛を軽減あるいは除去する場合、道徳的に何か問題はあるのだろうかという問いに対して、動物倫理の議論がどのような問題点を提示しうるかを考察してきた。まず、このようなディスエンハンスメントを正当化する功利主義の議論とその問題点を確認した上で、ディスエンハンスメントの問題を捉えるためには功利主義とは異なる危害概念を、義務論による問題提起を手掛かりにして描き出す必要があることを示した(1節)。そして、人間と家畜動物の搾取的関係において動物のテロスが侵害され、生のあり方が否定される点にディスエンハンスメントの問題が見出せることを論じた(2節)。しかし、この観点は既存の動物に対するディスエンハンスメントには適用できるのだが、遺伝子技術によって新たに動物を作り出す場合にはうまく当てはめることができない。なぜなら、後者における問題は、動物のテロスが人間と動物の関係性を倫理的に評価する指針としての役割を持たなくなることで、ケアに基づいた関係を動物と結ぶこと自体ができなくなってしまうという点にあるからだ(3節)。以上により、ディスエンハンスメントの問題の全体像と遺伝子技術を用いた介入の位置づけおよびその問題点を動物倫理の議論を通して示すことができた。

それでは最後に、Rollin による次の議論を考えてみたい。工場式畜産用の家畜動物を遺伝子技術によって作り出すことが一見したところ間違っているように感じるのはおそらく、「動物ではなく飼育環境を変えるという選択を取ることが私たちにはできない²²」という主張に説得されていないだけである、と彼は主張する。もしこれが家畜動物の置かれている現況を打開する唯一の手段であるならば、その解決策に対して気が進まない人であってもその方法を受け入れざるをえないのではないだろうか。これは、消費税増税に関する議論に見られる論理構造と同じである。国の無駄遣いを削減した上で、それでもなお増税しなければ国が立ち行かないことに国民が納得すれば、増税に気が進まないとしても承諾するだろう。同様に、家畜動物のテロスへの侵害を防ぐ道が工場式畜産型家畜動物を作ることに於いてしか残されていないと示されるならば、それは容認せざるをえないのである。国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization) の報告では、世界的な肉の生産量は 1999 年の 229 億トンから 2050 年にはその 2 倍以上の 465 億トンになると推定されており²³、まさにそれしか道がないことを示唆しているように思われる。

確かに、家畜動物のテロスを十分に配慮した農業形態を実現していくのは現状において非常に難しいであろう。しかし、このことを示したからといって、3.2 節で論じた問題が解消されることにはならない。そもそもここで念頭に置かれている遺伝子技術は、一部においては既に行われつつあるものの、社会全般に普及するまでには至っていない。それゆえ、今後どのような形での利用が可能になっていくのか、そしてそれはどういった過程を経て社会に取り込まれ、それを社会はどのような基準で判断・受容していくのかといったことについては、今の段階ではまだわからない。この状況の中で工場式畜産型家畜動物を作り出すことを容認するか否かについて考える場合、明確な結論を下すのは難しい。したがって、まだ一般的に広まっていない科学技術を取り上げる際は、潜在的な問題—それが実際に問題となるかどうかは別として—を検討することが適切かつ重要になってくる。この点を踏まえ、3.2 節で示した問題を改めて見みると、次のような結論を出すことができる。工場式畜産型の家畜動物を作るこ

とが動物の福利を守る唯一の方法だとして推し進められた場合、その背後にある人間と動物の搾取的関係や搾取し続ける構造が正当化される、あるいは隠ぺいされる可能性が出てくる。ケアに基づく関係性を築くための土台となるテロスを工場式畜産に即して改変することは、動物をケアする責任を放棄しているとさえ言えるのである。

註

- 1 United Poultry Concerns では、鶏を盲目にしたり認知能力を改変したりする例が紹介されている。飼育形態に合わせた認知能力の改変を実現するのは现阶段では難しいが、遺伝子技術によって将来的には可能になるだろうという見方が示されている。
- 2 鶏を密集した場所に集めると、ストレスからつつき合いの喧嘩が多発し、中には殺し合いにまで発展する場合も出てくる。断嘴はこれを避けるために行われる。
- 3 Inhabitat (2012).
- 4 Singer 2002, p. 5.
- 5 Ibid., p. 7.
- 6 Regan 2009, p. 316.
- 7 Torres 2007, p. 60.
- 8 Regan 2009, p. 321.
- 9 Torres 2007, p. 26.
- 10 Rollin 2011, p. 102.
- 11 Ibid., p. 109.
- 12 動物の権利を訴える法哲学者 Gary Francione はこのような事態を“ 道徳上の統合失調症 ” と表現している。
- 13 つまり、物として扱うことは単に道具として利用することとは異なるのである。
- 14 Rollin 1998, p. 166.
- 15 Ibid., p. 172.
- 16 Ortiz & Elizabeth (2004) は、能力の変更が必ずしも利害関心や欲求のあり方に完

全に反映されるわけではないことを指摘している。すなわち、能力が変更されても以前と同じ欲求を抱き続ける場合が考えられるのである。この点を踏まえ、本節では、利害関心がある程度残る形で能力をディスエンハンスする場合を能力の低下、利害関心をもつ能力も含めてディスエンハンスする場合を能力の除去と分類した。なお、本論文で扱うディスエンハンスメントは道徳的考慮の下で行われるので、ディスエンハンスされた能力と利害関心あるいは欲求が一致しないことで動物の福利が損なわれるといった事態は扱わないことにする。

17 例えば、品種改良は自然交配が可能な動物や植物、つまり同種か非常に近い種の間でしか行われず、異なる種同士の交配で生まれた個体は繁殖することができない (ex. ラバ)。

18 Tokar 2001, p. 5. この一例として、近畿大学生物理工学部はハウレンソウ遺伝子を組み込んだ遺伝子組み換え豚を作り出すことに成功している。

19 したがって Rollin は、人間の手によって管理されていない野生動物に対する遺伝子技術の介入には、生態系のバランスを崩す恐れもあることから、より慎重な態度を示している。

20 似たような考えとして、Nussbaum は豊かな生のあり方が生き物によって多様に存在しており、その基準となるのが「種」概念であると論じている。

21 断喙によって鶏は「つづきの順位」(各個体は集団の中で順位づけがなされており、上位の個体は下位の個体をつつくという序列が存在する) と呼ばれる行動がとれなくなり、鶏の社会性が阻害されることになる。

22 Rollin 1998, p. 177.

23 FAO (2006).

文献

FAO (2006): 'Livestock a major threat to environment.' <http://www.fao.org/newsroom/en/News/2006/1000448/index.html>. Accessed 15th July 2014.

Ferrari, A. 2012. "Animal Disenhancement for Animal Welfare: The Apparent Philosophi-

- cal Conundrums and the Real Exploitation of Animals. A Response to Thompson and Palmer,” *Nanoethics*, 6: 65-76.
- Francione, G. 2000. *Introduction to Animal Rights*. Philadelphia: Temple University Press.
- Inhabitat (2012): ‘Disturbing Headless Chicken Solution Aims to Raise Poultry Birds Without Suffering.’ <http://inhabitat.com/disturbing-headless-chicken-solution-aims-to-raise-poultry-birds-without-suffering/>. Accessed 15th July 2014.
- Nussbaum, M. 2005. “Beyond Compassion and Humanity: Justice for Nonhuman Animals.” In Sunstein, C. and Nussbaum, M. eds., *Animal Rights: Current Debates and New Directions*. Oxford: Oxford University Press, 299-320.
- Ortiz, G. and Elizabeth, S. 2004. “Beyond Welfare: Animal Integrity, Animal Dignity, and Genetic Engineering.” *Ethics & the Environment*, 9: 94-120.
- Palmer, C. 2011. “Animal Disenhancement and the Non-Identity Problem: A Response to Thompson.” *Nanoethics*, 5: 43-48.
- Regan, T. 2009. The Case for Animal Rights. In Cahn, S. M. ed., *Exploring Ethics: An Introductory Anthology*. Oxford: Oxford University Press, 310-22.
- Rollin, B. 1998. “On Telos and Genetic Engineering”. In Holland, A. and Johnson, A. eds., *Animal Biotechnology and Ethics*. London: Chapman & Hall, 156-71.
- 2009. “Animal Rights as a Mainstream Phenomenon,” *Animals*, 1: 102-115.
- Singer, P. 2002. *Animal Liberation (Third Edition)*. New York: HarperCollins Publishers Inc. 邦訳, ピーター・シンガー 『動物の解放 改訂版』 戸田清訳, 人文書院 (2011).
- Thompson, P. 2008. “The Opposite of Human Enhancement: Nanotechnology and the Blind Chicken Problem,” *Nanoethics*, 2: 305-316.
- Tokar, B. 2001. *Redesigning Life?* New York: Zed Books.
- Torres, B. 2007. *Making a Killing*. Edinburgh: AK Press.
- United Poultry Concerns: ‘The Experimental Use of Chickens and Other Birds in Biomedical and Agricultural Research.’ <http://www.upc-online.org/experimentation/experimentalConclusion.htm>. Accessed 30 th August 2014.

近畿大学生物理工学部:「ハウレンソウ遺伝子で豚肉改良成功」<http://www.waka.kindai.ac.jp/topics/news0218.html>. 閲覧日 2014 年 7 月 15 日.

* 本研究は JSPS 科研費 25・3030 の助成を受けたものです.